

家財総合保険

家財総合保険普通保険約款、家財総合保険特約

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の家財総合保険をご契約いただきありがとうございました。
厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりしましたので、「家財総合保険普通保険約款、家財総合保険特約」と
ともにお届け致します。内容をご確認ください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容
を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、さくら損保（以下「弊社」といいます。）の保険をぜひご愛顧くださいますよう
お願い申し上げます。



特にご注意いただきたいこと

- お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、弊社までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 申込書の記載内容について正しくご申告いただく「告知義務」およびその内容がご契約後に変更された場合にご通知いただく「通知義務」があります。これらに誤りがある場合で、故意または重大な過失があるときは保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- ご不明な点、お気づきの点がございましたら、お気軽に弊社までご照会いただきますようお願いいたします。

お客さま情報の取扱いについて

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、グループ企業および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、契約内容変更等の判断の参考とするために利用し、業務委託先、再保険会社等に提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。詳細につきましては、弊社公式ウェブサイト(<https://www.sakura-ins.co.jp/>)をご覧ください。

弊社ウェブサイト
<https://www.sakura-ins.co.jp/>

弊社のご連絡先

- 万一事故にあわれたとき、資料のご請求、ご相談・苦情・問い合わせ等資料のご請求、ご相談・保険の内容に関するご不満・ご要望等のお申出につきましては下記フリーダイヤルにて承ります。
(全国どこからでもご利用いただけます。)

○ フリーダイヤル **0120-666-814** (無料)

[受付時間: 24時間365日受付(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)]

※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

● 普通保険約款および特約の目次

普通保険約款および特約	掲載ページ
- 家財総合保険普通保険約款 -	3
①臨時費用特約	13
②修理費用特約	13
③破損・汚損損害等補償特約（修理費用特約用）	15
④借家人賠償責任特約	15
⑤破損・汚損損害等補償特約（借家人賠償責任特約用）	18
⑥個人賠償責任特約	19
⑦ドアロック交換費用特約	21
⑧加害事故法律相談費用特約	22
⑨ストーカー行為等被害時転居費用特約	24
⑩地震火災費用対象外特約	25
⑪水災補償対象外特約	25
⑫価額協定保険特約（家財損害用）	25
⑬風災等支払方法変更特約（ディダクティブ型）（家財損害用）	27
⑭水災補償変更特約（縮小払・家財損害用）	28
⑮破損・汚損損害等補償特約（家財損害用）	29
⑯包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	31
⑰包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	31

● 特約の適用方法 ●

適用される特約は、証券面の「特約」欄に特約名で表示されますので、その具体内容について、この冊子の特約名と対比してください。

家財総合保険普通保険約款

<第1章 用語の定義条項>

第1条(用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家財	建物に収容されている生活用動産で被保険者が所有するものをいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。 ^(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
再調達価額	保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額をいいます。
残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払限度額	別表1に掲げる支払限度額をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
損害	消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
建物	保険証券に記載された住居の用に供する建物または戸室をいいます。また、当該建物または戸室に付随する物置、車庫など日常生活を営むために必要な部分を含み、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
他の保険契約等	この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する被保険者所有の家財について締結された次条の損害または費用を補償する他の保険契約または共済契約をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
被災世帯	次条(8)②の損害が生じた世帯または法人をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	損害保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金または地震火災費用保険金をいいます。
保険の対象の価額	再調達価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(注)を差し引いた額をいいます。 (注)再調達価額の90%に相当する額を限度とします。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

＜第2章 補償条項＞

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(注1)(注2)を受け、その損害(注1)(注2)の額が20万円以上となった場合には、その損害(注1)(注2)に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害(注1)(注2)の額の認定は、敷地内ごとに保険の対象のすべてについて、一括して行うものとします。

①	風災 ^(注3)
②	雹(ひょう)災
③	雪災 ^(注4)

(注1) 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

(注2) ③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第33条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第29条(事故の通知)および第30条(損害防止義務および損害防止費用)の規定に基づく義務を負うものとします。

(注3) 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(注4) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(3) 当会社は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である家財を収容する建物ごとに、その損害の状況の認定によるものとします。

①	保険の対象である家財の保険価額の30%以上の損害が生じた場合
②	保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水 ^(注) を被った結果、家財に損害が生じた場合

(注) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。

(4) 当会社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

①	建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触。ただし、雨、雪、あられ、砂塵(じん)、粉塵(じん)、煤(ばい)煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは(3)の事故による損害を除きます。
②	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水 ^(注1) による水濡れ。ただし、(2)もしくは(3)の事故による損害または給排水設備 ^(注2) 自体に生じた損害を除きます。 ア. 給排水設備 ^(注2) に生じた事故 イ. 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
③	騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動 ^(注3) または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注1) 水が溢(あふ)れることをいいます。

(注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、次条(2)①の暴動に至らないものをいいます。

(5) 当会社は、盗難によって保険の対象である家財について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

(6) 当会社は、保険証券記載の建物内における通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。ただし、預貯金証書の盗難による損害については、次に掲げる事実がすべてあったことを条件とします。

①	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと。
②	盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと。

(7) 当会社は、(1)から(4)までの損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、この約款に従い、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(8) 当会社は、次に掲げる①の事故によって②の損害が生じた場合には、それによって生ずる見舞金等の費用に対して、この約款に従い、失火見舞費用保険金を支払います。

①	保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者 ^(注1) の所有物で被保険者以外の者が占有する部分 ^(注2) から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。
②	第三者 ^(注1) の所有物 ^(注3) の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(注1) 保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

(注2) 区分所有建物の共用部分を含みます。

(注3) 動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所にあるものに限りません。

- (9) 当社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、保険の対象である家財を収容する建物が半焼以上となった場合(注1)、またはその家財が全焼となった場合(注2)(注3)には、それによって臨時に生ずる費用に対して、この約款に従い、地震火災費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、家財を収容する建物ごとによるものとします。
- (注1) 建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注2) 家財の火災による損害の額が、その家財の保険価額の80%以上となった場合をいいます。
- (注3) この場合においては、次条(2)②の規定は適用しません。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者 ^(注1) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 ^(注2) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	保険契約者または被保険者が所有 ^(注3) または運転 ^(注4) する車両またはその積載物の衝突または接触
④	前条(1)から(4)までまたは(9)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
⑤	保険の対象である家財が屋外にある間に生じた盗難

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。なお、「所有権留保条項付売買契約」とは、自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。

(注4) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ^(注2)
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	核燃料物質 ^(注3) もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物 ^(注4) の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 使用済燃料を含みます。

(注4) 原子核分裂生成物を含みます。

- (3) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注)に対しては、保険金を支払いません。

①	保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
②	保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
③	ねずみ食い、虫食い等

(注) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。

- (4) 当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、日本国内に所在する保険証券記載の建物に収容される家財(注)とします。

(注) 物置、車庫その他の付属建物が保険証券記載の建物に含まれる場合は、これに収容される家財を含みます。

- (2) 次に掲げるものは、保険の対象に含まれません。

①	自動車 ^(注)
②	通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、乗車券等、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、印紙、切手その他これらに類するもの
③	稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するもの
④	商品、営業用什器備品、その他これらに類するもの
⑤	その他保険証券記載のもの

(注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

(3) 次に掲げるもののうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類するもの
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類するもののうち建物に付加したもの
④	換気扇、自動温水器、ルームクーラー、その他これらに類する機器

- (4) 被保険者と生計を共にする親族の所有する家財で保険証券記載の建物に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- (5) 通貨または預貯金証書に第2条(保険金を支払う場合)(6)の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この約款にいう保険価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第5条(損害保険金の支払額)

- (1) 当社が第2条(保険金を支払う場合)(1)から(5)までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式(注1)によって算出した額とします。

$$\text{修理費} - \text{修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額}^{(注2)} - \text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額} = \text{損害の額}$$

(注1) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

(注2) 再調達価額の90%に相当する額を限度とします。

- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その保険価額を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額の80%に相当する額以上の場合には、当社は、保険金額を限度とし、(1)および(2)の規定による損害の額を損害保険金として、支払います。
- (4) 保険金額が保険価額の80%に相当する額より低い場合は、当社は、保険金額を限度とし、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。

$$(1) \text{および}(2) \text{の規定による損害の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額の80\%に相当する額}} = \text{損害保険金の額}$$

- (5) 保険の対象のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超える場合、その損害額を30万円とみなします。

第6条(損害保険金の支払額-通貨または預貯金証書の盗難の場合)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(6)の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。
- (2) 第2条(保険金を支払う場合)(6)の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

第7条(残存物取片づけ費用保険金の支払額)

- (1) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金の10%に相当する額を限度とし、残存物取片づけ費用の額を同条(7)の残存物取片づけ費用保険金として、支払います。
- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき残存物取片づけ費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、残存物取片づけ費用保険金を支払います。

第8条(失火見舞費用保険金の支払額)

- (1) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)(8)の失火見舞費用保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条(8)①の事故が生じた敷地内に所在する保険の対象の保険金額(注)の20%に相当する額を限度とします。

$$\text{被災世帯の数} \times \text{1被災世帯あたりの支払額(20万円)} = \text{失火見舞費用保険金の額}$$

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とし、また、被保険者が2名以上ある場合は、それぞれの被保険者に属する保険の対象に対して割り当てられるべき保険金額をいいます。

- (2) (1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき失火見舞費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、失火見舞費用保険金を支払います。

第9条(地震火災費用保険金の支払額)

- (1) 当社は、第2条(保険金を支払う場合)(9)の地震火災費用保険金として、次の算式(注)によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。

$$\text{保険金額} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{地震火災費用保険金の額}$$

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。

- (2) (1)ただし書においては、72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。

第10条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に再調達価額を基準として算出した損害の額からこの保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、第2条(保険金を支払う場合)(1)から(5)までの損害保険金については、その他の保険契約等がないものとして(1)の規定に基づいて算出した額を支払います。

(3) (1)の場合において、第2条(保険金を支払う場合)(7)の残存物取片づけ費用保険金につき支払責任額を算出するにあたっては、同条(1)から(4)までの損害保険金の額は、(1)または(2)の規定を適用して算出した額とします。

(4) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害について、(1)の規定をおおの別々に適用します。

第11条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第5条(損害保険金の支払額)(3)および(4)ならびに第9条(地震火災費用保険金の支払額)(1)の規定をおおの別々に適用します。

<第3章 基本条項>

第12条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時(注)に始まり、末日の午後12時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第13条 (告知義務)

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	(2)に規定する事実がなくなった場合
②	当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 ^(注)
③	保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
④	当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

第14条 (告知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。

①	保険の対象を他の場所に移転したこと。
②	①のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実 ^(注) が発生したこと。

(注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

- (6)(2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注)保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7)(6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第23条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第15条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第16条(保険の対象の譲渡)

- (1)保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3)当社が(2)の規定による承認をする場合には、第18条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第17条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第18条(保険契約の失効)

- (1)保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。

①	保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第36条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
②	保険の対象が譲渡された場合

- (2)おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)の規定を適用します。

第19条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第20条(保険金額の調整)

- (1)保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2)保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第21条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第22条(重大事由による解除)

- (1)当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①	保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
②	被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
③	保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2)(1)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した第2条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (3)保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第23条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第24条 (保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第13条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第25条 (保険料の返還-無効または失効の場合)

- (1) 第17条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第26条 (保険料の返還-取消しの場合)

第19条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第27条 (保険料の返還-保険金額の調整の場合)

- (1) 第20条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡(さかのぼ)って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (2) 第20条(保険金額の調整)(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第28条 (保険料の返還-解除の場合)

- (1) 第13条(告知義務)(2)、第14条(通知義務)(2)もしくは(6)、第22条(重大事由による解除)(1)または第24条(保険料の返還または請求-告知義務・通知義務等の場合)(3)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第21条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第29条 (事故の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容(注)を当社に遅滞なく通知しなければなりません。
(注) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- (2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに收容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第30条 (損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)(1)の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、この保険契約に適用される普通保険約款の規定により保険金が支払われないときを除き、当社は、次に掲げる費用に限り、これを負担します。ただし、同条(9)の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用は負担しません。

①	消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
②	消火活動に使用したことにより損傷した物(注1)の修理費用または再取得費用
③	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 ^(注2)

(注1) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(注2) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

第2条(保険金を支払う場合)の 事故による損害の額	－	損害の発生または拡大を防止すること ができたと認められる額	＝	損害の額
------------------------------	---	----------------------------------	---	------

- (4) 第5条(損害保険金の支払額)(4)、第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)および第11条(包括して契約した場合の保険金の支払額)の規定は、(2)に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。この場合において、第10条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「第30条(損害防止義務および損害防止費用)(2)によって当社が負担する費用の額」と読み替えるものとします。
- (5) (2)の場合において、当社は、(2)に規定する負担金と他の保険金との合計額が保険金額を超えても、これを負担します。

第31条(残存物および盗難品の帰属)

- (1) 当社が第2条(保険金を支払う場合)(1)から(5)までの損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が第2条(保険金を支払う場合)(5)の損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、第5条(損害保険金の支払額)(2)の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第2条(保険金を支払う場合)(5)の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の保険価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(注)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (注) 第5条(損害保険金の支払額)(2)の費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第32条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	損害見積書
③	保険の対象の盗難による損害の場合は、管轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④	その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(注)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 ^(注) または②以外の3親等内の親族

(注) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第33条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額 ^(注2) および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 保険価額を含みます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	(1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 ^(注3)	180日
②	(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④	(1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(注1)被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注)必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第34条(時効)

保険金請求権は、第32条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第35条(代位)

- (1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

①	当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第36条(保険金支払後の保険契約)

- (1)第2条(保険金を支払う場合)(1)から(5)までの損害保険金の支払額がそれぞれ1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。

- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

- (3) (1)の規定により、保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。

- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第37条(保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第13条(告知義務)の規定を適用します。

(注)新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証とをもって新たな保険証券に代えることができます。

- (2) 第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第38条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第16条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。

- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第39条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第40条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第41条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 1

他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類		支払限度額
1	第2条(保険金を支払う場合) (1)から(5)までの損害保険金	損害の額
2	第2条(保険金を支払う 場合)(6)の損害保険金 (1)通貨	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円 ^(注) または損害の額のいずれか 低い額 (注)他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、こ れらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2)預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注) または損害の額のいずれ か低い額 (注)他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、 これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	第2条(保険金を支払う場合)(7)の残存物取片づけ 費用保険金	残存物取片づけ費用の額
4	第2条(保険金を支払う場合)(8)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円 ^(注) に被災世帯の数を乗じて得た額 (注)他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるも のがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い 額とします。
5	第2条(保険金を 支払う場合)(9) の地震火災費用 保険金 (1)それぞれの保険契約または共済契約 の支払責任額の合計額が、1回の事故 につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) を 超える場合 (注)他の保険契約等に、限度額が300万円 を超えるものがある場合は、これらの 限度額のうち最も高い額とします。	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) (注)他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、 これらの限度額のうち最も高い額とします。
	(2)上記(1)に該当しない場合であっ て、それぞれの保険契約または共済 契約のおおのの保険の対象につい ての支払責任額の合計額が、1回の事 故につき、保険の対象ごとに、その保 険の対象の保険価額に5% ^(注) を乗じ て得た額を超えるとき。 (注)他の保険契約等に、支払割合が5%を 超えるものがある場合は、これらの支 払割合のうち最も高い割合とします。	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5% ^(注) を乗じて得た額 (注)他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これ らの支払割合のうち最も高い割合とします。

別表 2

短期率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合
1か月まで	1/12
2か月まで	2/12
3か月まで	3/12
4か月まで	4/12
5か月まで	5/12
6か月まで	6/12
7か月まで	7/12
8か月まで	8/12
9か月まで	9/12
10か月まで	10/12
11か月まで	11/12
12か月まで	12/12

① 臨時費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	臨時費用保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(1)①、②、③、(2)①、②、③、(4)①、②、③に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。ただし、通貨等もしくは預貯金証明書の盗難による損害を除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)の規定に従い、保険金を支払いません。

第4条 (保険金の支払額)

(1)当社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として、次の算式によって算出した額を支払います。ただし、1回の事故について、保険証券記載の保険金額、補償割合を限度とします。

普通保険約款第2条(保険金を支払う場合) (1)、(2)および(4)の損害保険金	×	補償割合	=	臨時費用保険金の額
---	---	------	---	-----------

(2)(1)の場合において、当社は、(1)の規定によって支払うべき保険金とこの保険契約で支払われる他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、臨時費用保険金を支払います。

第5条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

② 修理費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	修理費用保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1)当社は、被保険者が保険証券記載の建物の所有者でない場合において、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(1)①、②、③、(2)①、②、③、(4)①、②、③および(5)に規定する事故によって建物に損害が生じ、その損害を貸主との約定によって損害が発生する前の状態に復旧させるために自己の費用で修理又は交換を行った場合において、その修理又は交換のために要した費用に対して、保険金を支払います(注1)。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

(2)この特約に破損・汚損損害等補償特約(修理費用特約用)が付帯される場合において、建物内で被保険者が死亡し、その死亡により建物に生じた損害を修理した者または遺品整理を行った者(注2)が負担した建物に係る次の各号の費用に対して、修理費用保険金を支払います(注1)。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

①	修復費用
②	清掃、消臭・消毒費用
③	遺品整理費用 ^(注3)

(3)この特約に破損・汚損損害等補償特約(修理費用特約用)が付帯される場合において、建物外で被保険者が死亡し、その死亡により遺品整理を行った者(注2)が負担した次の費用に対して、修理費用保険金を支払います(注1)。ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除きます。

①	遺品整理費用 ^(注3)
---	------------------------

(注1) 以下のものに対する修理費用は除きます。

ア. 壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造物

イ. 玄関、ロビー廊下、エレベーター、便所、浴室、門、塀、かき、給水塔などの共同の利用に供せられるもの。

(注2) 被保険者の法定相続人、保証人および相続財産清算人(相続財産管理人を含みます。)を含みます。

(注3) 死亡した被保険者の遺品(死亡した被保険者の遺産のうち、死亡した時点で建物内に存在した家財をいいます。)の形見分け、供養、保管、廃棄等にかかった実際の費用のうち、当社が認めた費用をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第3条 (保険金を支払わない場合) (2) に加え、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者、建物の貸主 ^(注1) またはこれらの者の法定代理人 ^(注2) の故意もしくは重大な過失または法令違反
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 ^(注3) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	①に規定する者が所有 ^(注4) または運転 ^(注5) する車両またはその積載物の衝突または接触
④	建物の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって建物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
⑤	建物の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
⑥	ねずみ食い、虫食い
⑦	建物の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損 ^(注6) であって、その建物が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

(注1) 転貸人を含みます。

(注2) 保険契約者、被保険者または建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) ①に規定する者以外の修理費用保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。

(注5) 保険契約者、被保険者または建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注6) 落書きを含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当社は、第2条 (保険金を支払う場合) に該当する場合の支払額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額を限度として、実際の損害額を支払います。

第5条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条 (保険金を支払う場合) の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	損害見積書
③	保険の対象の盗難による損害の場合は、管轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④	その他当会社が普通保険約款第3条 (保険金の支払時期) (1) に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(注)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者 ^(注) または②以外の3親等内の親族

(注) 普通保険約款第1条 (用語の定義) の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(4) (3) の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2) に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5) の規定に違反した場合または(2) 、(3) もしくは(5) の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

③ 破損・汚損損害等補償特約（修理費用特約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不測かつ突発的な事故	普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）から（5）までの事故以外の偶然な事故をいいます ^(注) 。 (注) 普通保険約款第2条（1）から（5）までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	修理費用保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が建物の所有者でない場合において、不測かつ突発的な事故によって建物に損害が生じ、その損害を貸主との約定によって損害が発生する前の状態に復旧させるために、被保険者が自己の費用で実際にこれを修理または交換を行った場合において修理または交換に要した費用に対して、保険金を支払います。

(注) 転貸人を含みます。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、この特約においては、修理費用特約第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる損害のほか、不測かつ突発的な事故によって生じた次の損害に対しても、保険金を支払いません。

①	差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
②	建物の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
③	建物に対する加工 ^(注) 、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
④	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない建物の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
⑤	詐欺または横領によって建物の対象に生じた損害
⑥	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑦	電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、建物の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。

(注) 建物の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取り壊しを含みます。

第4条（保険金の支払額）

当社は、第2条（保険金を支払う場合）に該当する場合の支払額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額を限度として、その実費を支払います。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

④ 借家人賠償責任特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	借家人賠償責任保険金をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、被保険者が保険証券記載の建物の所有者でない場合において、被保険者の責めに起因する普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（1）①および③、（4）②に規定する事故によって建物が滅失、毀損もしくは汚損した場合に、被保険者がその建物の貸主（注1）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害を保険金として支払います（注2）。

(2) この特約に破損・汚損損害等補償特約（借家人賠償責任特約用）が付帯される場合において、建物内で被保険者が死亡し、その死亡により被保険者が建物に係る次の費用についてその貸主（注1）に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害を保険金として支払います。ただし、被保険者の法定相続人がいない、または、すべての法定相続人が相続放棄もしくは請求放棄（注3）をした場合に限りません。

①	修復費用
②	清掃、消臭・消毒費用
③	遺品整理費用 ^(注4)

- (3) この特約に破損・汚損損害等補償特約(借家人賠償責任特約用)が付帯される場合において、建物外で被保険者が死亡し、その死亡により被保険者が建物に係る次の費用についてその貸主(注2)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る賠償損害を保険金として支払います。(ただし、被保険者の法定相続人がいない、または、すべての法定相続人が相続放棄もしくは請求放棄(注3)をした場合に限りです。)

①	遺品整理費用(注4)
---	------------

(注1) 転貸人を含みます。

(注2) 以下のものに対する損害賠償責任は除きます。

ア.壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造物

イ.玄関、ロビー廊下、エレベーター、便所、浴室、門、塀、かき、給水塔などの共同の利用に供せられるもの。

(注3) 請求放棄とは、当社が法定相続人より保険金請求権を放棄する意思を確認した場合または法定相続人に対して保険金請求意思確認書を送付してから30日経過しても連絡がない場合をいいます。

(注4) 死亡した被保険者の遺品(死亡した被保険者の遺産のうち、死亡した時点で建物内に存在した家財をいいます。)の形見分け、供養、保管、廃棄等にかかった実際の費用のうち、当社が認めた費用をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)に加え、次のいずれかに該当する事由によって生じた賠償損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者、建物の貸主(注3)またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
②	被保険者の心神喪失または指図

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害(注2)により生じた前条の損害賠償責任に対しては、保険金を支払いません。

①	建物(注3)の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
②	建物(注3)の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
③	ねずみ食い、虫食い等
④	建物(注3)の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(注4)であって、建物(注3)ごとに、その建物(注3)が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
⑤	建物(注3)の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害
⑥	被保険者と被保険物件の貸主との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
⑦	被保険者が被保険物件を貸主に引き渡した後に発見された被保険物件の損壊に起因する損害賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 前条(1)の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限りです。

(注3) 普通保険約款第4条(保険の対象の範囲)(3)①から④までに掲げる物のうちその建物の所有者の所有するものを含みます。なお、建物の所有者には転貸人を含みます。

(注4) 落書きを含みます。

第4条(被保険者の範囲)

- (1) この特約における被保険者は、記名被保険者(本人)のほか、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含みません。

①	本人の配偶者
②	本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③	本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
④	①から③までに該当しない本人の同居人(注)

- (2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害賠償責任の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第6条(保険金の支払額)①に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

- (4) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、本人を(1)①から④までのいずれかに該当する者に変更しなければなりません。

- (5) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合でも、(4)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(注) 賃貸借契約上の借主および同居人に限りです。

第5条(保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次に掲げるものに限りです。

①	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
②	損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟・裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(注)
③	損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用(注)
④	被保険者が第8条(事故の発生)(1)①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
⑤	賠償損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用

⑥	第10条(損害賠償責任解決の特則)(1)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑦	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第8条(事故の発生)(1)②の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(注)費用には、弁護士報酬を含みます。

第6条(保険金の支払額)

(1)当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

①	前条①に規定する損害賠償金の額は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
②	前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条②および③の費用} \times \frac{\text{保険証券記載の支払限度額}}{\text{前条①の損害賠償金}}$$

(2)第2条(保険金を支払う場合)(2)および(3)に該当する場合の支払保険金の額は、前項の規定にかかわらず、1回の事故につき保険証券記載の支払限度額を限度として、第11条(先取特権)で規定する損害賠償保険金請求権者に支払います。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、借家人賠償責任の支払限度額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 賠償損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2)(1)の賠償損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(事故の発生)

(1)保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の財物の損壊が発生したことを知った場合は、普通保険約款第29条(事故の通知)のほか、次に掲げる事項を行わなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②	他人に損害賠償の請求 ^(注) をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとること。
③	損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
④	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
⑤	①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて、保険金を支払います。

①	(1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	(1)②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求 ^(注) をすることによって取得することができたと認められる額
③	(1)③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
④	(1)④または⑤に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

(3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)⑤の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条(保険金の請求)

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	当社の定める事故状況報告書
③	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④	損害を証明する書類
⑤	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 ^(注)
⑥	その他当社が定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注)損害賠償金の請求を第三者に委任をする場合とします。

第10条 (損害賠償責任解決の特則)

- (1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて賠償損害保険金を支払います。

第11条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する賠償損害保険金請求権(注1)について先取特権を有します。
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償損害保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合 ^(注2)
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に賠償損害保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合 ^(注3)

- (3) 賠償損害保険金請求権(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、賠償損害保険金請求権(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して賠償損害保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 第5条(保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する賠償損害保険金請求権を除きます。

(注2) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注3) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑤ 破損・汚損損害等補償特約 (借家人賠償責任特約用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不測かつ突発的な事故	普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(1)から(5)までの事故以外の偶然な事故をいいます ^(注) 。 (注) 普通保険約款第2条(1)から(5)までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	借家人賠償責任保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が建物の所有者でない場合において、被保険者の責めに起因する不測かつ突発的な事故によって建物が滅失、毀損もしくは汚損した場合に、被保険者がその貸主(注)に対して被る法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払います。

(注) 転貸人を含みます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、この特約においては、借家人賠償責任特約第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、不測かつ突発的な事故によって生じた次の損害に対しても、保険金を支払いません。

①	差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
②	建物の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
③	建物に対する加工 ^(注) 、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
④	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない建物の電氣的事故または機械的的事故によって生じた損害
⑤	詐欺または横領によって建物に生じた損害
⑥	土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑦	電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、建物の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。

(注) 建物の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取り壊しを含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当社は、第2条(保険金を支払う場合)に該当する場合の支払額は、保険証券記載の支払限度額を限度として、損害賠償金を支払います。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑥ 個人賠償責任特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	個人賠償責任保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、日本国内において次のいずれかの事故によって、第4条(被保険者の範囲)で定める被保険者が他人の身体に障害(注)を与えた場合または他人の財物を滅失、毀損もしくは汚損した場合において、被保険者がその他人に対して法律上の賠償責任を負担することによって賠償損害を保険金として支払います。

- (1) 建物または家財の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(注) 傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)(1)に加え、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた賠償損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
②	被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任
③	被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
④	被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
⑤	主として被保険者の職務の用に供される動産または不動産(建物の一部が主として被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
⑥	被保険者間で生じた損害賠償責任
⑦	被保険者の使用人が被保険者の業務の従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
⑧	被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
⑨	被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任
⑩	被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
⑪	航空機、船舶、車両(注2)または銃器(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

(注1) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役、または法人の業務を執行するその他の機関。

(注2) 原動力が専ら人力であるものを除きます。

(注3) 空気銃を除きます。

第4条 (被保険者の範囲)

(1) この特約における被保険者は、記名被保険者(本人)のほか、次のいずれかに該当する者とします。ただし、責任無能力者は含みません。

①	本人の配偶者
②	本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③	本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
④	①から③までに該当しない本人の同居人(注)

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、賠償損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第6条(保険金の支払額)①に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(4) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は、本人を(1)①から④までのいずれかに該当する者に変更しなければなりません。

(5) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合でも、(4)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その本人との続柄によるものとします。

(注) 賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。

第5条(保険金の範囲)

当社が支払う賠償損害保険金の範囲は、次に掲げるものに限ります。

①	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
②	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟・裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(注)
③	損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
④	被保険者が第8条(事故の発生)(1)①の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
⑤	賠償損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用
⑥	第10条(損害賠償責任解決の特則)(1)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
⑦	被保険者が他人に対して損害賠償請求権を有する場合において、第8条(事故の発生)(1)②の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

(注)費用には、弁護士報酬を含みます。

第6条(保険金の支払額)

当社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の金額の合計額とします。

①	前条①に規定する損害賠償金は、保険証券記載の支払限度額を限度とします。
②	前条②から⑦までに規定する費用についてはその全額。ただし、同条②および③の費用は、同条①の損害賠償金の額が保険証券記載の支払限度額を超える場合は、次の算式によって算出した額を支払います。

$$\text{前条②および③の費用} \times \frac{\text{保険証券記載の支払限度額}}{\text{前条①の損害賠償金}}$$

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1)他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、賠償損害の額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

①	① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 賠償損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2)(1)の賠償損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(事故の発生)

(1)保険契約者または被保険者は、第2条(保険金を支払う場合)の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、普通保険約款第29条(事故の通知)のほか、次に掲げる事項を行わなければなりません。

①	損害の発生および拡大の防止に努めること。
②	他人に損害賠償の請求 ^(注) をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をとること。
③	損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当、護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。
④	損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。
⑤	①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて、賠償損害保険金を支払います。

①	(1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
②	(1)②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求 ^(注) をすることによって取得することができたと認められる額
③	(1)③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
④	(1)④または⑤に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

(3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)⑤の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第9条 (保険金の請求)

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	当社の定める事故状況報告書
③	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求者の承諾があったことを示す書類
④	損害を証明する書類
⑤	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 ^(注)
⑥	その他当社が定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注)損害賠償金の請求を第三者に委任をする場合とします。

第10条 (損害賠償責任解決の特則)

(1) 当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が、正当な理由がなく(1)の規定による協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて賠償損害保険金を支払います。

第11条 (先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する賠償損害保険金請求権(注1)について先取特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、賠償損害保険金の支払を行うものとします。

①	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合 ^(注2)
②	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
③	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
④	被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に賠償損害保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合 ^(注3)

(3) 賠償損害保険金請求権(注1)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、賠償損害保険金請求権(注1)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して賠償損害保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注1) 第5条(保険金の範囲)②から⑦までの費用に対する賠償損害保険金請求権を除きます。

(注2) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注3) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

第12条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑦ ドアロック交換費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ドアロック ^(注)	戸室の出入りに通常使用するドアの錠のことをいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	ドアロック交換費用保険金をいいます。

(注)建物(共有部分を除きます。)の出入りに通常使用するドアの錠のことをいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、次のいずれかの事由により、その事由が発生した日から180日以内に建物のドアロックの交換を行い、その費用を被保険者が負担した場合に、保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者がその事由の発生を知った後直ちに管轄警察署あてに被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

①	盗難保険金が支払われる場合でドアロックを侵入者により開錠されたためドアロックを交換したとき
②	日本国内において被保険物件のドアの鍵を盗取されたこと
③	ドアロックをいたずらにより使用不能にされたこと

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)に加え、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者、建物の貸主 ^(注1) またはこれらの者の法定代理人 ^(注2) の故意もしくは重大な過失または法令違反
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 ^(注3) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	①に規定する者が所有 ^(注4) または運転 ^(注5) する車両またはその積載物の衝突または接触
④	ドアロックの欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって建物を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
⑤	ドアロックの自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
⑥	ねずみ食い、虫食い等
⑦	ドアロックの平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損 ^(注6) であって、ドアロックごとに、そのドアロックが有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 転貸人を含みます。

(注2) 保険契約者、被保険者または建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注4) 所有権留保条項付売買契約により購入した場合および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合を含みます。

(注5) 保険契約者、被保険者または建物の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関による運転を含みます。

(注6) 落書きを含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当社は、第2条 (保険金を支払う場合) に該当する費用の支払額は、保険証券記載の保険金額を限度として、被保険者の負担した実際のドアロック交換費用を支払います。

第5条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、第2条 (保険金を支払う場合) の事故による損害が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

①	保険金の請求書
②	損害見積書
③	保険の対象の盗難による損害の場合は、管轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
④	その他当会社が定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第6条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑧ 加害事故法律相談費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の定義の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
出張相談費用	被保険者が障害・疾病・高齢等の原因で移動が困難な場合で緊急性がある等、特に出張相談を実施すべき事情があると認められる場合に、弁護士等の事務所または所属弁護士会等の施設外で実施する法律相談費用をいいます。
法律相談費用	法律相談に係る弁護士等に支払う料金をいい、口頭による鑑定、対面、電話もしくはインターネットによる相談、またはこれらに付随する書面あるいは電子メール等の作成もしくは連絡等、一般的に弁護士等への相談の範囲内と考えられる行為への対価をいいます。 弁護士等の事務所または所属弁護士会等の施設内で実施することを原則とします。
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
弁護士等	弁護士等とは、次のいずれかに該当する者をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 弁護士 「弁護士法」の規定により、日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士^(注)をいいます。 ▪ 司法書士 「司法書士法」の規定により、日本司法書士連合会に備えた司法書士名簿に登録された司法書士⁴をいいます。 ▪ 行政書士 「行政書士法」の規定により、日本行政書士連合会に備えた行政書士名簿に登録された行政書士⁴をいいます。 (注)：保険契約者または被保険者が弁護士、司法書士または行政書士である場合には、保険契約者または被保険者以外の弁護士、司法書士または行政書士に限りません。
保険金	加害事故法律相談費用保険金をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、個人賠償責任特約第2条 (保険金を支払う場合) に定める事故により他人の身体に障害を与えた場合または他人の財物を滅失、毀損もしくは汚損した場合において、被保険者がその他人に対する法律上の損害賠償責任について弁護士等の法律相談を受け、法律相談料を負担したことによって被った損害に対して、保険金を支払います。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、個人賠償責任特約第3条 (保険金を支払わない場合) に掲げる事由の他、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	国、地方公共団体、行政庁その他の行政機関を相手方とするもの
②	保険契約者または被保険者の公序良俗に反する行為または社会通念上不当な請求行為
③	当会社、当社の株主またはその関連法人、ならびにこれらの役員を相手方とする場合 (ただし、個人株主および役員員の私生活において生じた事故の場合はその限りではありません。)
④	法律相談を行った弁護士等を相手方とする場合
⑤	第4条 (保険金の支払額) の費用に照らして、明らかに過大であると当社が判断した費用の過大部分

第4条 (保険金の支払額)

当社は、第2条 (保険金を支払う場合) に該当する費用の支払額は、被保険者が当会社の同意を得て支出した次の基準 (日弁連リーガル・アクセス・センター (LAC) が作成した「弁護士報酬の保険金の計算方法 (LAC基準) 」) に従い、法律相談料を保険証券記載の保険金額を限度として、保険金として支払います。

用語	定義
法律相談費用	以下の各号の金額を限度とします。 (1) 法律相談に要する時間が1時間以内の場合、10,000円 (2) 法律相談に要する時間が1時間を超える場合 ^(注) 、超過15分ごとに、2,500円弁護士報酬のうち、弁護士が契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
出張相談費用	以下の各号の額を限度とします。 (1) 法律相談に要する時間が1時間以内の場合、30,000円 (2) 法律相談に要する時間が1時間を超える場合 ^(注) 、超過15分ごとに、2,500円

(注) 1回の法律相談について、2時間を限度とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額 (注) を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

①	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額 ^(注) から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(2) (1) の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

(注) 他人から回収した金額がある場合は、その金額を控除した額とします。

第6条 (保険金の請求)

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、個人賠償責任特約第9条 (保険金の請求) で求められている書類または証拠に加え、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを提出しなければなりません。

①	弁護士等が記載した法律相談の内容を証明する書類
②	当会社の定める事故状況報告書
③	被保険者が損害賠償請求者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求者の承諾があったことを示す書類
④	損害を証明する書類
⑤	保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 ^(注)
⑥	その他当社が定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(注) 損害賠償金の請求を第三者に委任をする場合とします。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑨ ストーカー行為等被害時転居費用特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
警察等	警察または検察庁をいいます。
初年度補償開始日	各被保険者に適用される初年度保険契約加入日(最初の補償開始日)をいいます。
住居等	住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所をいいます。
ストーカー行為	同一の者に対し、つきまとい等 ^(注) を反復して行うことをいいます。 (注)つきまとい等の定義中、①から④までに掲げる行為については、身の安全、住居等の平穩もしくは名誉が害され、または行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限りま。
ストーカー行為等	つきまとい等の行為またはストーカー行為をいいます。
ストーカー行為等発生日	被保険者に初めてストーカー行為等が行われた日をいいます。
ストーカー行為等被害の申出受理日	ストーカー行為等被害を警察等に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)」に基づいて申出等を行い受理された日をいいます。
つきまとい等	特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その特定の者またはその配偶者、直系もしくは同居の親族その他その特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次のいずれかに該当する行為をすることをいいます。 ① つきまとい、待ち伏せし、進路にふさがり、住居等の付近において見張りをし、または住居等に押し掛けること。 ② その行動を監視していると思わせるような事実を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。 ③ 面会、交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。 ④ 著しく粗野または乱暴な言動をすること。 ⑤ 電話をかけて何も告げず、または拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、もしくは電子メールを送信すること。 ⑥ 汚物、動物の死体その他の著しく不快または嫌悪の情を催させるような物を送付し、またはその知り得る状態に置くこと。 ⑦ その名誉を害する事項を告げ、またはその知り得る状態に置くこと。 ⑧ その性的羞恥心を害する事項を告げもしくはその知り得る状態に置き、またはその性的羞恥心を害する文書、図面その他の物を送付しもしくはその知り得る状態に置くこと。
転居届出日	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第6条(住所又は居所の移転に関する警察署長への届出)に基づいて移転後の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に届け出をした日をいいます。
転居日	現在の居所から新しい居所に転居した日をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	ストーカー行為等被害時転居費用保険金をいいます。
補償期間	当社が各被保険者に保険責任を負う期間をいい、初年度補償開始日から1年後の応当日の前日までとします。次年度以降については、前年の補償期間の終了日の翌日からその日を含めてそれぞれ1年とします。
申出等	警告・援助の申出または告訴をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

被保険者が日本国内においてストーカー行為等を受けることを原因として、危険または不安等を覚え、初年度補償開始日以降に警察等に「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)」に基づいて申出等を行い受理され、かつ、補償期間中にストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則第6条(住所又は居所の移転に関する警察署長への届出)に基づいて移転後の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に届け出をし(注)、現在の建物から転居先への引越し費用を支出した場合、その費用に対して、保険金を支払います。

(注)管轄する警察署長への届出日が補償期間中であれば、転居日が補償期間満了日の翌日以降の場合でも保険金を支払います。

ただし、被保険者に適用される初年度補償開始日(最初に本保険契約に加入した日をいいます。)以降にストーカー行為等の原因が発生した場合に限りま。

第3条 (保険金を支払わない場合)

当社は、次のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	保険契約者、被保険者 ^(注1) またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
②	被保険者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者 ^(注2) またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	ストーカー行為等を容認する行為
④	ストーカー行為等を教唆または補助する行為
⑤	過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等そのストーカー行為等を誘発する行為

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第4条 (保険金の支払額)

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者が当会社の同意を得て支出した転居先への引越し費用とします。ただし、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑩ 地震火災費用対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。

第2条 (補償の対象外)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(9)の規定にかかわらず、地震火災費用保険金を支払いません。

⑪ 水災補償対象外特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。

第2条 (補償の対象外)

当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(3)の規定にかかわらず、水災損害保険金を支払いません。

⑫ 価額協定保険特約(家財損害用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
評価額	保険契約締結時に当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を評価した額をいいます。
評価事項	評価または再評価のために必要なものとして当社が照会した保険の対象の取得時期、取得価額等の事項をいいます。
保険の対象の価額	再調達価額をいいます。

第2条 (保険の対象の評価)

- 普通保険約款に基づく保険契約においては、保険契約締結時に評価額を保険証券に記載するものとします。
- 保険金額は、保険証券記載の評価額に保険証券記載の約定付保割合を乗じて得た額により定めるものとします。

第3条 (損害保険金の実損払)

- 当社は、普通保険約款第5条(損害保険金の支払額)(3)および(4)の規定にかかわらず、保険金額を限度とし、損害の額を損害保険金として、支払います。
- 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)がこの保険契約に付帯されている場合において、次の①または②の損害が生じたときは、(1)の規定にかかわらず、当社は、それぞれ次に定める額を普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(3)の損害保険金として、支払います。

①	水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)第2条(保険金の支払額)(1)①の損害が生じた場合 次の算式によって算出した額 $\text{損害の額または保険金額のいずれか低い額} \times \text{縮小割合(70\%)} = \text{損害保険金の額}$
②	水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)第2条(保険金の支払額)(1)②もしくは③の損害が生じた場合 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)の規定による額

第4条 (損害保険金を支払うべき損害の額)

前条の損害の額は、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価額を限度とし、次の算式(注)によって算出した額とします。

修理費	-	修理に伴って生じた残存物がある場合は、 その価額	=	損害の額
-----	---	-----------------------------	---	------

(注)算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第5条 (再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金(注)を支払う旨の約定のない他の保険契約等があるときには、当社は、普通保険約款第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)の規定にかかわらず、次の算式によって算出した額を損害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

前条の規定によって支払われるべき損害の額	-	他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金(注)の額	=	損害保険金の額
----------------------	---	------------------------------	---	---------

(注) 共済金を含みます。

(2) 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)がこの保険契約に付帯されている場合において、次の①または②の損害が生じたときは、(1)の算式によって算出した額にかかわらず、当社は、それぞれ次に定める額を普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(3)の損害保険金として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

①	水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)第2条(保険金の支払額)(1)①の損害が生じた場合 次の算式によって算出した額					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 前条の規定によって支払われるべき損害の額に 70%^(注1)を乗じて得た額 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> - </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 他の保険契約等によって 支払われるべき損害保険金^(注2)の額 </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> = </td> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 損害保険金の額 </td> </tr> </table>		前条の規定によって支払われるべき損害の額に 70% ^(注1) を乗じて得た額	-	他の保険契約等によって 支払われるべき損害保険金 ^(注2) の額	=	損害保険金の額
前条の規定によって支払われるべき損害の額に 70% ^(注1) を乗じて得た額	-	他の保険契約等によって 支払われるべき損害保険金 ^(注2) の額	=	損害保険金の額		
②	水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)第2条(保険金の支払額)(1)②もしくは③の損害が生じた場合 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)の規定による額					

(注1) 他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。

(注2) 共済金を含みます。

第6条 (保険の対象の価額の増加または減少)

(1) 保険契約締結の後、この特約が付帯された保険契約において補償しない事故によって保険の対象の一部が滅失し、それによって保険の対象の価額が増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に申し出なければなりません。

(2) (1)の場合、当社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

(3) (1)の規定による手続を怠った場合において、その事実が発生した時から(2)の規定による手続が完了するまでの間に生じた損害については、第3条(損害保険金の実損払)の規定は適用せず、普通保険約款の規定(注)を適用して保険金を支払います。ただし、保険の対象の価額が減少した場合を除きます。

(注) 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定を含みます。

(4) (2)の規定による手続がなされた場合には、当社は、減額または増額すべき保険金額につき未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当社は、第3条(損害保険金の実損払)の規定は適用せず、普通保険約款の規定(注)を適用して保険金を支払います。この場合、保険金額は、(2)の規定にかかわらず、変更しなかったものとします。

(注) 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定を含みます。

第7条 (保険の対象の評価または再評価のための告知)

(1) 当社は、第2条(保険の対象の評価)または前条(2)に規定する評価または再評価の際、保険契約者または被保険者が、評価事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(2) (1)の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(3) (1)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

①	当社が評価または再評価の際、(1)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 ^(注)
②	保険契約者または被保険者が、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生前に、評価事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出た場合
③	当社が、(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(4) (3)②の規定による申出を受けた場合には、当社は、変更前の保険金額と変更後の保険金額との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

(5) (4)の規定による追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその支払を怠ったときは、その保険料領取前に生じた事故による損害については、当社は、第3条(損害保険金の実損払)の規定は適用せず、普通保険約款の規定(注)を適用して保険金を支払います。

(注) 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定を含みます。

(6) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(2)の規定にかかわらず、その損害については、当社は、第1条(用語の定義)「保険の対象の価額」の定義ならびに第3条(損害保険金の実損払)および第4条(損害保険金を支払うべき損害の額)の規定は適用せず、普通保険約款の規定(注)を適用して保険金を支払います。この場合において、既に第1条「保険の対象の価額」の定義ならびに第3条および第4条の規定を適用して保険金を支払っていたときは、当社は、普通保険約款の規定(注)を適用して算出した保険金との差額の返還を請求することができます。

(注) 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)がこの保険契約に付帯されている場合には、これらの特約の規定を含みます。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑬ 風災等支払方法変更特約（ディダクティブル型） （家財損害用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約に従い、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「（2）当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害（注1）（注2）に対して、この約款に従い、損害保険金を支払います。

①	風災 ^(注3)
②	雹（ひょう）災
③	雪災 ^(注4)

（注1）風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物の外側の部分（外壁、屋根、開口部等をいいます。）が①から③までの事故によって破損し、その破損部分から建物の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。

（注2）③の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが第33条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、第29条（事故の通知）および第30条（損害防止義務および損害防止費用）の規定に基づく義務を負うものとします。

（注3）台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

（注4）豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩（なだれ）をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。」

第3条（損害保険金の支払額）

当社は、この特約に従い、普通保険約款第5条（損害保険金の支払額）（1）の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第5条（損害保険金の支払額）

（1）当社が第2条（保険金を支払う場合）（1）から（5）までの損害保険金として支払うべき損害の額は、保険価額によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、保険価額を限度とし、次の算式（注1）によって算出した額とします。ただし、同条（2）の損害保険金として支払うべき損害の額は、その損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額（注2）を差し引いた残額とします。

修理費	－	修理によって保険の対象の価額が増加した場合は、その増加額 ^(注3)	－	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額	＝	損害の額
-----	---	--	---	-------------------------	---	------

（注1）算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

（注2）損害保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

（注3）再調達価額の90％に相当する額を限度とします。」

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額）

当社は、この特約に従い、普通保険約款別表1を、次のとおり読み替えて適用します。

「別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条（保険金を支払う場合）（1）、（3）、（4）または（5）の損害保険金	損害の額
2	第2条（保険金を支払う場合）（2）の損害保険金	第5条（損害保険金の支払額）（1）本文の規定による損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額 ^(注) を差し引いた残額 （注）他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。なお、「免責金額」とは、損害保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
3	第2条（保険金を支払う場合）（6）の損害保険金	1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円 ^(注) または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が20万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
3	（1）通貨	
3	（2）預貯金証書	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注) または損害の額のいずれか低い額 （注）他の保険契約等に、限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
4	第2条（保険金を支払う場合）（7）の残存物取片づけ費用保険金	残存物取片づけ費用の額

5	第2条(保険金を支払う場合)(8)の失火見舞費用保険金	1回の事故につき、20万円 ^(注) に被災世帯の数を乗じて得た額 (注)他の保険契約等に、1被災世帯あたりの支払額が20万円を超えるものがある場合は、これらの1被災世帯あたりの支払額のうち最も高い額とします。
6	第2条(保険金を支払う場合)(9)の地震火災費用保険金	(1)それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) を超える場合 (注)他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		(2)上記(1)に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのの保険の対象についての支払責任額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5% ^(注) を乗じて得た額を超えるとき。 (注)他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
		1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円 ^(注) (注)他の保険契約等に、限度額が300万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
		1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5% ^(注) を乗じて得た額 (注)他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

第5条(保険金支払後の保険契約)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第36条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第36条(保険金支払後の保険契約)

(1)第2条(保険金を支払う場合)(1)および(3)から(5)までの損害保険金または免責金額(注1)の適用がないものとして算出した同条(2)の損害保険金の支払額が、1回の事故につき保険金額(注2)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注1)損害保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

(注2)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑭ 水災補償変更特約(縮小払・家財損害用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。

第2条(保険金の支払額)

(1)当社は、普通保険約款第5条(損害保険金の支払額)(3)および(4)の規定にかかわらず、同約款第2条(保険金を支払う場合)(3)の損害保険金として、次の額を支払います。

①	<p>保険の対象である家財の保険価額の30%以上の損害が生じた場合 次の算式^(注1)によって算出した額</p> $\text{保険金額} \times \frac{\text{普通保険約款第5条(1)の規定による損害の額}}{\text{保険価額}} \times \text{縮小割合(70\%)} = \text{損害保険金の額}$
②	<p>保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水^(注2)を被った結果、保険の対象である家財の保険価額の15%以上30%未満の損害が生じた場合 次の算式(注1)によって算出した額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。</p> $\text{保険金額} \times \text{支払割合(10\%)} = \text{損害保険金の額}$
③	<p>①および②に該当しない場合において、保険の対象である家財を収容する建物が、床上浸水^(注2)を被った結果、保険の対象である家財に損害が生じたとき。 次の算式^(注1)によって算出した額。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。</p> $\text{保険金額} \times \text{支払割合(5\%)} = \text{損害保険金の額}$ <p>(注1)保険金額が保険価額を超える場合は、算式の保険金額は、保険価額とします。 (注2)居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。</p>

- (2)(1)②および③の規定に基づいて、当社が支払うべき普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(3)の損害保険金の合計額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円を限度とします。
- (3)当社は、普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(3)の損害保険金が支払われる場合において、同条(7)の規定にかかわらず、残存物取片づけ費用保険金を支払いません。

第3条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(3)の損害保険金が支払われる場合において、同約款第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)の規定中「支払限度額」とあるのは、同約款第1条(用語の定義)「支払限度額」の定義にかかわらず、この特約の別表に掲げる支払限度額とします。

第4条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(3)の損害保険金	(1)この特約第2条(保険金の支払額)(1)①の損害が生じた場合 損害の額に70% ^(注) を乗じて得た額 (注)他の保険契約等に、縮小割合が70%を超えるものがある場合は、これらの縮小割合のうち最も高い割合とします。
	(2)この特約第2条(保険金の支払額)(1)②の損害が生じた場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円(注1)または保険価額に10% ^(注2) を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1)他の保険契約等に、この損害に対する限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2)他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が10%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(3)この特約第2条(保険金の支払額)(1)③の損害が生じた場合	1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円 ^(注1) または保険価額に5% ^(注2) を乗じて得た額のいずれか低い額 (注1)他の保険契約等に、この損害に対する限度額が100万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。 (注2)他の保険契約等に、この損害に対する支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。
	(4)上記(2)および(3)の規定に基づく損害保険金の合計額	1回の事故につき、1敷地内ごとに200万円 ^(注) (注)他の保険契約等に、1敷地内ごとの限度額が200万円を超えるものがある場合は、これらの1敷地内ごとの限度額のうち最も高い額とします。
	(5)上記(1)から(4)までの規定にかかわらず、他の保険契約等に損害の額を支払限度額とするものがある場合	損害の額

⑮ 破損・汚損損害等補償特約(家財損害用)

第1条(用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
不測かつ突発的な事故	普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(1)から(5)までの事故以外の偶然な事故をいいます ^(注) 。 (注)普通保険約款第2条(1)から(5)までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
保険金	損害保険金をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当社は、不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当社は、この特約においては、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合)に掲げる損害のほか、次の(2)および(3)の損害に対しても、保険金を支払いません。
- (2)当社は、不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
②	保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
③	保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
④	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故または機械的的事故によって生じた損害

⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑧	電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
⑨	保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害 ア. 弦(注)の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。 イ. 音色または音質の変化

(注)ピアノ線を含みます。

(3) 当社は、不測かつ突発的な事故によって次に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類する物
②	移動体通信端末機器および携帯式電子機器 ^(注1) ならびにこれらの付属品
③	ラジオコントロール模型およびその付属品
④	自転車および原動機付自転車 ^(注2) ならびにこれらの付属品
⑤	ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボート、カヌー、雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品
⑥	ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンその他これらに類する物およびこれらの付属品
⑦	動物および植物

(注1)「移動体通信端末機器および携帯式電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子手帳、電子辞書等をいいます。

(注2)道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。

第4条(保険金の支払額)

(1) 当社が第2条(保険金を支払う場合)(2)の保険金として支払うべき損害の額は、普通保険約款第5条(損害保険金の支払額)(1)の規定による損害の額(注)とします。

(注) 価額協定保険特約(家財損害用)がこの保険契約に付帯されている場合には、同特約第4条(損害保険金を支払うべき損害の額)の規定による損害の額とします。

(2) 当社は、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とし、(1)の規定による損害の額を保険金として、支払います。

第5条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

普通保険約款第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)(1)の規定は、第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約等がある場合にこれを準用します。この場合において、普通保険約款第10条(1)の規定中「支払限度額」とあるのは「破損・汚損損害等補償特約(家財損害用)の別表に掲げる支払限度額」と読み替えるものとします。

第6条(普通保険約款に掲げる費用保険金等との関係)

この特約においては、普通保険約款に掲げる費用保険金の支払および損害防止費用の負担に関する規定は、これを適用しません。

第7条(保険金支払後の保険契約)

当社は、この特約に従い、普通保険約款第36条(保険金支払後の保険契約)(1)の規定を、次のとおり読み替えて適用します。

「第36条(保険金支払後の保険契約)

(1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)から(5)までの損害保険金として算出した破損・汚損損害等補償特約(家財損害用)第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金の支払額が、1回の事故につき保険金額(注)の80%に相当する額を超えた場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

(注) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。」

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

別表 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

	保険金の種類	支払限度額
1	第2条(保険金を支払う場合)の保険金	1回の事故につき、保険証券記載の支払限度額 ^(注1) または保険金を支払うべき損害の額 ^{(注2)(注3)} のいずれか低い額 (注1)他の保険契約等に、この保険契約の支払限度額を超えるものがある場合は、これらの支払限度額のうち最も高い額とします。 (注2)普通保険約款第5条(損害保険金の支払額)(1)の規定による損害の額から、1回の事故につき、保険証券記載の免責金額を差し引いた残額をいいます。なお、他の保険契約等に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。 (注3) 価額協定保険特約(家財損害用)がこの保険契約に付帯されている場合には、同特約第4条(損害保険金を支払うべき損害の額)の規定による損害の額とします。

⑩ 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
確定保険料	第4条（通知）に規定する通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券に記載された暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券に記載された通知日をいいます。
保険料払込期日	保険証券に記載された払込期日をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第3章基本条項第12条（保険責任の始期および終期）（3）の規定およびこれに付帯された特約に定める保険料領取までの間に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害に対しては、次の割合により、保険金を削減してお支払いします。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた
通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏が
なかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金をお支払いしている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減してお支払いすることについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を保険料払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 当社が保険契約者に対し(1)の確定保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が確定保険料の保険料払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (1)の規定による確定保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- (4) 第1条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の保険料払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。ただし、毎月の確定保険料の合計額が保険証券に記載された最低保険料に達しない場合は、既に領取した保険料と最低保険料との差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑪ 包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
普通保険約款	この特約が付帯された家財総合保険普通保険約款をいいます。
確定保険料	第4条（通知）に規定する通知に基づき当社が算出した確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券に記載された暫定保険料をいいます。
通知日	保険証券に記載された通知日をいいます。
保険料払込期日	保険証券に記載された払込期日をいいます。

第2条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第3章基本条項第12条(保険責任の始期および終期)(3)の規定およびこれに付帯された特約に定める保険料領取までの間に生じた事故の取扱の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条(帳簿の備付)

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条(通知)

- (1) 保険契約者は、通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当会社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当社は、その通知の対象となる被保険者の被った損害に対しては、次の割合により、保険金を削減してお支払いします。

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた
通知に基づいて、当社が算出した確定保険料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏が
なかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額

- (3) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金をお支払いしている場合はこの規定は適用しません。
- (4) (2)の規定は、当社が、(1)の規定による通知に保険契約者の故意または重大な過失による遅滞または脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を削減してお支払いすることについて保険契約者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日から5年を経過した場合には適用しません。

第5条(確定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険期間終了後、確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。ただし、その確定保険料の合計額が保険証券に記載された最低保険料に達しない場合は、暫定保険料と最低保険料との差額を精算します。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 当社は、保険契約者が(2)の規定による追加暫定保険料の支払を怠った場合(*1)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、追加暫定保険料を請求した時から追加暫定保険料を領取するまでの間に被保険者が被った損害に対しては、保険金をお支払いしません。
- (*1) 追加暫定保険料の支払を怠った場合
当社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

MEMO

事故のご連絡・ご相談、保険に関するお問い合わせは



0120-666-814

[フリーダイヤル(無料)]

【受付時間】24時間365日受付



さくら損害保険株式会社

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1-12-5 東京信用金庫本店ビル10階-B

公式ウェブサイト:<https://www.sakura-ins.co.jp>